

特 定 建 設 作 業 の 規 制 概 要

我孫子市の指定地域内において、騒音・振動を発生する特定建設作業については、届出や規制基準の遵守が必要です。

(1) 騒音規制法による特定建設作業

(2) 振動規制法による特定建設作業

特 定 建 設 作 業 の 種 類	規制基準(デシベル)
1. くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）	8 5
2. びょう打機を使用する作業	
3. さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）	
4. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）	
5. コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）	
6. バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。）を使用する作業	
7. トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。）を使用する作業	
8. ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。）を使用する作業	

特 定 建 設 作 業 の 種 類	規制基準(デシベル)
1. くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業	7 5
2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
3. 舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）	
4. プレーカー（手持式を除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）	

- 注 ① 指定地域とは、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域である。
- ② 規制基準は、敷地の境界線での振動の大きさである。

- 注 ① 指定地域とは、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域である。
- ② 規制基準は、敷地の境界線での騒音の大きさである。
- ③ この表の6, 7, 8の作業では、「低騒音型・低振動型建設機械」に指定されている建設機械は除外される。

(3) 我孫子市環境条例による特定建設作業

特定建設作業実施の注意事項

特 定 建 設 作 業 の 種 類	規制基準(デシベル)	
	騒音	振動
1. くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業	85	75
2. びょう打機及びインパクトレンチを使用する作業		—
3. さく岩機（ブレーカーを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）		—
4. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）		75
5. コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）		—
6. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業		75
7. 舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）		
8. ブレーカー（手持式を除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）		
9. ブルトーザー、パワーショベル、バックホウその他これに類する整地機又は掘削機を使用する作業		
10. 振動ローラーを使用する作業		

1. 特定建設作業を行う者は、騒音規制法、振動規制法及び市環境条例における規制基準の遵守が必要であるとともに、一般の作業から発生する騒音、振動等についても十分注意すること。
2. 特定建設作業は、原則として日曜、休日はできません。また、作業開始の7日前までに市（生活衛生課）に届出が必要です。
3. 施工者はできるだけ広範囲の付近住民との間に説明会や話し合いをもち、十分に工事の概要を説明し、了解を得ておくこと。
4. 特定建設作業を行う場所は、必要に応じてシートや塀などで覆い、騒音、振動、粉じん等の防止や付近住民の安全を確保するとともに、工事概要を掲示すること。
5. 住宅地域において、くい打機を使用する場合は、アースオーガーの併用やセメントミルク工法などにより、振動等の低減に努めること。
6. 破損問題の起こりやすい近隣住宅については、事前に住宅の内外部（特に壁や風呂場等）の写真撮影するなど、補償問題が起きた時の資料を整えておくこと。
7. 騒音、振動だけではなく、粉じん、土砂の流失、工事車両の交通安全などについても十分注意を払うとともに、周囲について常時パトロールを行うこと。

注 ① 騒音規制法及び振動規制法と重複する特定建設作業の届出は除く。

② 規制基準は、騒音、振動のどちらについても敷地の境界線での値である。

お問い合わせ先：我孫子市 生活衛生課

電 話： 04-7185-1130

FAX： 04-7185-1134